

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

美作市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

勝田地域は、北に中国山地をひかえ、南北に流れる梶並川流域で農地が広がっており、また、梶並川へつながる東谷川、粟井川流域での農地において水田を中心とした営農が行われている。また、地域の南部では、国営パイロット事業によって整備された台地が広がり、もも、ぶどうを中心とした果樹及びアスパラガス等の野菜が栽培されている。

大原地域は、南北に流れる吉野川を挟み平坦な農用地で集団的な水田が広がっている。水利もよく、ほ場整備も大部分で完了しており、水稻栽培が中心となっている。ただ、地域の北西部は、林野率が高く水田は山間に散在しており、生産性は低いがほとんどの農地で基盤整備を完了している。

東栗倉地域は、急峻な地形が多く点在している。農用地の大半は水田で、基盤整備はほぼ完了しており、水稻を中心に農業生産活動が営まれている。また、火山灰土の畑地も一部広がっているが、近年は後継者不足等により遊休農地が目立つようになっている。

美作地域は、中国縦貫自動車道が東西に走っており、美作 I C 付近は、商業化、都市化が進んでいる。農用地は、梶並川、吉野川流域で広大な水田が広がり、早くからほ場整備もなされ、水稻を中心に黒大豆の栽培も盛んである。北部は、国営パイロット事業により整備された台地が広がっている。南東部では、茶畑が広がり、台地開発がなされた地区での野菜の栽培や、山間地を利用した特産林産物であるきのこの類の栽培も盛んである。

作東地域は、吉野川、山家川流域で水田が広がり、川沿いの開けた平坦な農用地で水稻栽培が中心に行われている。また、この地域の東部、丘陵地に分布する畑地や台地では、ごぼう、かぶ等が栽培されている。吉野川の支線となる河内川、山家川の源流域や梶並川の支線となる粟井川沿いでもほ場整備がなされており、水田を中心に水稻栽培が行われている。しかしながら、谷間、山間の田畑は、荒廃が進んでいる。

英田地域は、吉野川、河会川の流域に水田が広がっており、水稻栽培が中心に行われている。また、市の南部に位置し、温暖な気候のもと、ぶどう栽培も盛んである。一方、急峻な山間部に棚田が扇状に広がっている地区もあり、荒廃していた農地の再生作業に取り組む集落もある。

市内、多くの集落では、高齢化による後継者不足で遊休農地も増加傾向にあるため、今後は、後継者の育成や農地の高度化及び集積により効率的な利用を促進する取組が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、地域ぐるみの共同活動を支援することにより、多面的機能の維持・発揮の促進を図ることとする。

また、中山間地域等の条件不利地域においては、既存集落協定の取組面積の拡大や担い手への農地の集積及び近隣集落との統合・連携を進めることなどにより、法第3条第3項第2号に掲げる事業で農業生産活動の継続的な実施を支援することで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

さらに、化学肥料・化学合成農薬の低減に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全といった自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着を目指し、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画の区域で定めた区域	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係わる対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。